

# 青森県報

第二千六百九十一号

平成十八年  
十月十一日  
(水曜日)

## 目 次

### 訓 令

青森県身体障害者相談業務委託規程の一部を改正する訓令 (障害福祉課) … 一

### 告 示

公印の調製及び廃止 (総務学事課) … 一

介護保険法による居宅サービス事業者の指定 (高齢福祉課) … 二

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定 (同) … 二

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定 (同) … 二

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地変更の届出 (障害福祉課) … 三

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出 (同) … 三

家畜商講習会の開催 (畜産課) … 三

漁港の指定内容の変更 (漁港漁場整備課) … 四

### 公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表 (総務学事課) … 五

県有地の売却に係る一般競争入札 (港湾空港課) … 五

## 訓 令

青森県訓令第五十四号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県身体障害者相談業務委託規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県身体障害者相談業務委託規程の一部を改正する訓令

青森県身体障害者相談業務委託規程 (昭和四十二年十一月青森県訓令第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表中青森市の項を削り、「二百十人」を「百七十六人」に改める。

### 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

## 告 示

## 示

青森県告示第七百三十七号

平成十八年九月三十日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、平成十八年十月一日同表の下欄に掲げる公印を調製したので、青森県文書取扱規程 (昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号) 第十一条の規定により告示する。

平成十八年十月十一日

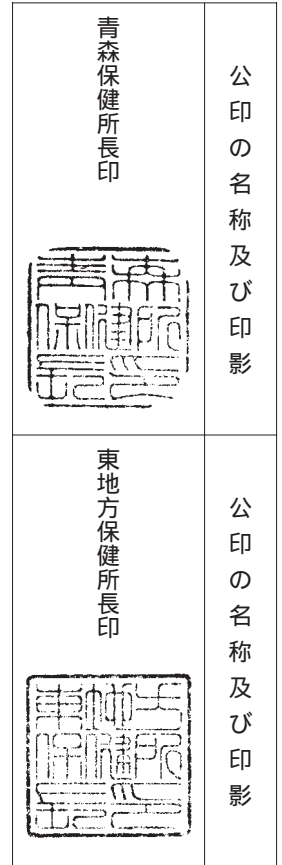
青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百三十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾



名称又は 氏名	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	名称	行 う 事 業 所	所在地	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地又は住所					
有限会社ノ ガワ家具セ ンター	三沢市日の出 一丁目九四の四九 六	福祉用具 貸与	有限会社ノ ガワ家具セ ンター福祉 用具事業部	有限会社ノ ガワ家具セ ンター福祉 用具事業部	三沢市日の出 一丁目九四の四九 六	平成 一六・九・六
有限会社ノ ガワ家具セ ンター	三沢市日の出 一丁目九四の四九 六	特定福祉 用具販売	有限会社ノ ガワ家具セ ンター福祉 用具事業部	有限会社ノ ガワ家具セ ンター福祉 用具事業部	三沢市日の出 一丁目九四の四九 六	"
社会福祉法 人楽晴会	三沢市大町二丁 目六の二七	特定施設 入居者生 活介護	晴ヶ丘老人 ホーム	上北郡六戸町大 字犬落瀬五四	上北郡六戸町大 字犬落瀬五四	一六・九・元
社会福祉法 人秋葉会	上北郡東北町大 字大浦字境ノ沢 一・二・七	訪問介護	彩香園ア ールシヨ ンステ	上北郡東北町大 字大浦字境ノ沢 一・二・七	上北郡東北町大 字大浦字境ノ沢 一・二・七	一六・九・七

青森県告示第七百三十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十八年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	指定居宅介護支援事業者	名称	行 う 事 業 所	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地			
合同会社アイ デア	三沢市春日台二 丁目一五四の六 四五	居宅介護支 援事業所 アイデア	三沢市大字三 字堀口一六四の 一三五	平成 一六・九・六

青森県告示第七百四十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十八年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	名称	行 う 事 業 所	指 定 年 月 日	
	主たる事務所の所在地又は住所					名称
有限会社ノ ガワ家具セ ンター	三沢市日の出 一丁目九四の四九 六	介護予防 福祉用具 貸与	有限会社ノ ガワ家具セ ンター福祉 用具事業部	有限会社ノ ガワ家具セ ンター福祉 用具事業部	三沢市日の出 一丁目九四の四九 六	平成 一六・九・六
有限会社ノ ガワ家具セ ンター	三沢市日の出 一丁目九四の四九 六	特定介護 予防福祉 用具販売	有限会社ノ ガワ家具セ ンター福祉 用具事業部	有限会社ノ ガワ家具セ ンター福祉 用具事業部	三沢市日の出 一丁目九四の四九 六	"

社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	介護予防特定施設入居者生活介護	晴ヶ丘老人ホーム	上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢五九の五四	一六・九元
社会福祉法人秋葉会	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢一二七	介護予防訪問介護	彩香園アルテリバーショップ	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢一二七	一六・九二七

青森県告示第七百四十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成十八年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
明倫 有限会社	八戸市小中野 六丁目一八の二	居宅介護	ヘルパー センター 明倫	指定障害福祉サービス
ヘルパー センター 明倫	八戸市吹上 丁目一〇の九	ヘルパー センター 明倫	八戸市大字 西平六五の二	障害福祉サービス事業 を行う事業所
七三 丁目二五の七	八戸市小中野 三丁目二五の七	八戸市小中野 三丁目二五の七	八戸市大字 西平六五の二	所在地
		平成 一六・八三		変更 年月日

青森県告示第七百四十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があつた。

たので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成十八年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
十和田市農業協同組合	十和田市西十三番町四の二八	障害者サービス	J A 十和田市デイサービスセンター「きずな」	十和田市東一番町六の五	平成 一六・八三
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	短期入所	拓光園障害児短期障害支援センター	弘前市大字百沢二東岩木山二六	一六・九三
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	障害者サービス	エイブル	弘前市大字若葉二丁目一三の一	"
社会福祉法人福祉の里	十和田市大字切田字横道一〇〇の二二	居宅介護 外出介護	十和田市元町西三丁目一三の三	十和田市元町西三丁目一三の三	"
有限会社ひかりケア・サービス	青森市中央三丁目二の八	居宅介護	有限会社ひかりケア・サービス	青森市中央三丁目二の八	一六・一〇・一

青森県告示第七百四十三号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第二項第一号の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の二第一項の規定により公示する。

平成十八年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催日時

平成十八年十一月十六日午前九時から同月十七日午後五時まで

二 開催場所

青森県民福祉プラザ 青森市中央三丁目二〇の三〇

三 講習科目及び時間数

講習科目及び時間数は、次のとおりとする。ただし、獣医師の免許を受けている者にあつては2及び3について、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては2について受講することを要しない。

1 家畜の取引に関する法令 四時間

2 家畜の品種及び特徴 四時間

3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

四 受講希望者は、受講願書に次に掲げる書類を添えて、平成十八年十一月二日までに管轄の地域県民局地域農林水産部又は農林水産事務所の畜産担当課に提出すること。

1 三千四百円（獣医師の免許を受けている者にあつては千八百円、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては二千七百六十円）分の青森県収入証紙

2 写真（願書提出前六か月以内に撮影したもので、大きさは、縦四センチメートル、横三センチメートルとする。）

3 住民票の写し（願書提出前三か月以内に交付を受けたもの）

4 獣医師又は家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては、当該免許に係る免許証の写し

五 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、各地域県民局地域農林水産部、各農林水産事務所及び市町村役場に備え付けてあるので請求すること。

2 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。

3 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課、各地域県民局地域農林水産部又は各農林水産事務所に問い合わせること。

青森県告示第七百四十四号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第六条第五項の規定により、野辺地漁港の指定の内容を次のとおり変更するので、同条第十一項の規定により告示する。

平成十八年十月十一日

- 一 名称 野辺地漁港
- 二 種類 第一種漁港
- 三 所在地 野辺地町
- 四 区域

水	域	陸	域
次のア点からテ点を順次に結ぶ線及びテ点とア点を結ぶ線に囲まれた区域内の海面及び野辺地川河川水面		水域の欄に規定するキ点、ク点、ケ点、コ点、サ点、シ点、ス点、セ点、ソ点、タ点、チ点、ツ点、テ点、ア点、イ点を順次に結ぶ線及び水際線により囲まれた地域	
ア点	北緯四〇度五二分一八秒九一五六		
イ点	東経一四一度七分五四秒五二七四		
ウ点	北緯四〇度五二分三三秒七五三一		
エ点	東経一四一度六分五四秒七五五六		
オ点	北緯四〇度五二分一四秒八三〇三		
カ点	東経一四一度六分五二秒四九六五		
キ点	北緯四〇度五二分一〇秒九三七〇		
ク点	東経一四一度六分四四秒一三七四		
ケ点	北緯四〇度五二分九秒九一七五		
コ点	東経一四一度六分四八秒九一五五		
サ点	北緯四〇度五二分九秒五九八三		
シ点	東経一四一度六分五五秒九五五〇		
	北緯四〇度五二分一五秒二二七八		
	東経一四一度七分五秒一八八三		
	北緯四〇度五二分一六秒〇九六二		
	東経一四一度七分一三秒二七七三		
	北緯四〇度五二分一七秒一九六六		
	東経一四一度七分一九秒六七〇一		

又点	北緯四〇度五二分二〇秒七四三六六 東経一四一度七分三〇秒六五一一六
七点	北緯四〇度五二分二〇秒八六〇〇〇 東経一四一度七分三六秒一八五五
ソ点	北緯四〇度五二分一九秒四一三一 東経一四一度七分三六秒五八一七
夕点	北緯四〇度五二分一七秒八九六七 東経一四一度七分四〇秒八九六七
チ点	北緯四〇度五二分一七秒五九三一 東経一四一度七分四三秒四四三九
ツ点	北緯四〇度五二分一九秒〇五八八 東経一四一度七分四九秒六三四六
テ点	北緯四〇度五二分一九秒三一五二 東経一四一度七分五二秒四九六八

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成十八年七月から同年九月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成十八年十月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年十月十一日

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
むつ市真砂町九三の一七	雑種地	一、八一七・八七平方メートル

二 予定価格

金一千三百八万八千六百六十四円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

むつ市真砂町九三の一七

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所  
青森市長島一丁目の一

青森県庁 東棟六階A会議室

2 日時

平成十八年十月二十七日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

青森県知事 三 村 申 吾

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。  
指定する用途  
保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するものとする。
- 3 平成十八年十月二十日午前十一時から、むつ市真砂町九三の一七において現場説明を行う。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭